

# おもな学校感染症

学校で流行が広がる可能性の高い感染症については、「出席停止」措置が取られます。次のような感染症と診断された場合には、医師の指示に従い、感染の恐れがなくなるまで出席停止になります。

●第一種● 治癒するまで出席停止とする。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、鳥インフルエンザ（H5N1型）、中東呼吸器症候群

●第二種● 出席停止期間は下表のとおり。

病名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

●第三種● 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで出席停止とする。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

その他の感染症について：学校で集団的な流行が発生する可能性がある場合や、その感染を防ぐため必要があると思われた場合に限り、学校長が学校医の意見を聞き、緊急的に第三種の感染症として措置ができる感染症。

（例）溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、手足口病、他

※学校感染症にかかった場合は必ず学校へご連絡ください。

※回復して登校する際には『学校感染症等に係る登校に関する意見書』を記入し担任に提出してください。